

平成 30 年 11 月 22 日  
四国電力株式会社

## 「託送供給等約款以外の供給条件」の認可について ～平成 30 年北海道胆振東部地震に伴うインバランス料金の特別措置～

当社は、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき申請した「託送供給等約款以外の供給条件」について、本日、経済産業大臣の認可を受けましたのでお知らせいたします。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、このたび、本年 9 月分のインバランス料金<sup>※1</sup>の算定において、託送供給等約款により難しい事情が生じたことから、「託送供給等約款以外の供給条件」の設定について、経済産業大臣に認可申請を行っていたものです。

〔 ※1 インバランス料金：小売電気事業者や発電事業者等が事前に策定した計画と当日の実績に差異（インバランス）が生じた場合には、一般送配電事業者がその差分の電気を調整したうえで、過不足を生じさせた事業者と事後に精算することとなり、その精算を行う際の料金をインバランス料金といたします。 〕

具体的には、通常、インバランス料金単価は、全ての一般送配電事業者のエリアのインバランス量を基に算定するところ、

- ・平成 30 年 9 月 6 日未明に発生した北海道胆振東部地震の影響により北海道エリア全域で停電が発生したことなどを受け、9 月 6 日午前 3 時～同 26 日午後 12 時までの間、北海道エリアにおいて日本卸電力取引所のスポット市場が停止し、
- ・国の審議会において、当該停止期間の北海道エリア以外におけるインバランスの取り扱いについては、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた値を用いて算定することが適当と整理された<sup>※2</sup>ことから、

このたび、インバランス料金の特別措置に係る「託送供給等約款以外の供給条件」の設定について、認可申請を行っておりました。

〔 ※2 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第 12 回電力・ガス基本政策小委員会 [11 月 8 日] 〕

認可された供給条件については、当社ホームページ  
[[http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan\\_99.pdf](http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_99.pdf)] に掲載しておりますので、ご参照ください。

以上